公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人喜多剛久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

令和７年６月11日　　横浜地方法務局

証 票 無 効

法人．復興特別法人．地方法人．所得．復興特別所得．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和６年４月３日交付　第令５―000000032号

芦屋税務署　財務事務官　羽田野竜矢　名義分

令和７年４月16日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年６月11日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告